

さいたま市監査委員告示第54号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年1月6日付けさいたま市監査委員告示第2号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和3年4月6日

さいたま市監査委員	大 矢 幸 子
同	工 藤 道 弘
同	伊 藤 仕
同	松 下 壮 一

指摘事項措置報告書

環境局

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[工事] 施設部 環境施設管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市クリーンセンター大崎第1工場外解体等工事 <p>安全管理について、ストックヤードの再整備に伴う枠組足場最上段の一部で壁型枠の精度確認を行っているが手すり等の設備が確認できず、墜落のおそれがあることから、「労働安全衛生規則」第519条に基づき、発注者から囲い等の設置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。</p> <p>工事完成書類について、工事完成通知書及び工事完成検査結果の決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたことから、「さいたま市事務専決規程」第3条により、適正に文書処理するべきである。</p>	<p>今後につきましては、「労働安全衛生規則」に基づき、適切な墜落防止対策を行うため、監督職員に対する周知及び受注者に対する指導を徹底し、安全確保に努めます。</p> <p>今後につきましては、「さいたま市文書管理規則」を遵守し、工事完成通知書及び工事完成検査結果の決裁を適切な専決で適正に文書処理するように努めます。</p>

指摘事項措置報告書

都市局

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[工事] まちづくり推進部 日進・指扇周辺まちづくり事務所 ・指扇土地区画整理事業 区6-5号 線外雨水管渠布設工事</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第11条に基づく手続について、市長への通知が見受けられないことから、同法に基づき、適正に通知するべきである。</p> <p>安全管理について、即日復旧による深さ2m以上の開削工開口部端に墜落のおそれがあることから、「労働安全衛生規則」第519条に基づき、発注者から囲い等の設置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。</p> <p>・指扇土地区画整理事業 二号街区公園予定地整地工事（R1）</p> <p>検査結果について、工事検査結果の決裁を部長決裁とすべきところを所長決裁としていることから、「さいたま市事務専決規程」第3条により、適正に文書処理するべきである。</p>	<p>今後につきましては、さいたま市事務専決規程に基づき技術管理課が作成した文書事務処理一覧表（土木）を活用して適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p> <p>今後につきましては、即日復旧による深さ2m以上の開削工事の際に、受注者に対して、「労働安全衛生規則」第519条に基づき労働者の適正な安全管理措置を行うよう指導を徹底し、適正な施工監理に努めます。</p> <p>今後につきましては、「さいたま市事務専決規程」第3条に基づき書類の決裁区別の確認を徹底し、適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p>

指摘事項措置報告書

都市局

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[工事] まちづくり推進部 与野まちづくり事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南与野駅西口土地区画整理事業 南与野駅西通り線道路整備外工事 (30-3) <p>設計書について、矢板建込による支保工の設置・撤去費が計上されておらず、契約後の協議により増額計上していることから、設計内容を詳細に把握し、適正に設計するべきである。</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第11条に基づく手続について、市長への通知が見受けられないことから、同法に基づき、適正に通知するべきである。</p> <p>安全管理について、排水構造物の施工に伴う掘削深が1.5mを超えているにもかかわらず土留めを設置していないことから、「建設工事公衆災害防止対策要綱」第47に基づき、適正に設置するべきである。</p>	<p>今後につきましては、当初設計時に内容の確認を徹底し、現場状況の把握も踏まえ、適正な設計を行うように努めます。</p> <p>今後につきましては、さいたま市事務専決規程に基づき技術管理課が作成した文書事務処理一覧表(土木)を活用して、適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p> <p>今後につきましては、受注者側に対して「建設工事公衆災害防止対策要綱」第47に基づく災害防止対策の措置について指導し、適正な施工監理に努めます。</p>

指摘事項措置報告書

都市局

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[工事] まちづくり推進部 与野まちづくり事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南与野駅西口土地区画整理事業 南 与野駅西通り線道路整備外工事 (30-3) <p>安全管理について、深さ2m以上の開削工開口部端に墜落のおそれがあることから、「労働安全衛生規則」第519条に基づき、発注者から囲い等の設置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。</p> <p>安全管理について、掘削作業で移動はしごを使用しているが、固定状況が見受けられないことから、「労働安全衛生規則」第527条に基づき、発注者から転位を防止するために必要な措置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。</p> <p>工期延長手続について、工期延長申請書の決裁を部長決裁とすべきところを所長決裁としていることから、「さいたま市事務専決規程」第3条により、適正に文書処理するべきである。</p>	<p>今後につきましては、「労働安全衛生規則」第519条に基づき、受注者側に労働者の安全管理措置を行うように指導を徹底し、適正な施工監理に努めます。</p> <p>今後につきましては、「労働安全衛生規則」第527条に基づき、受注者側に労働者の安全対策措置を行うように指導を徹底し、適正な施工監理に努めます。</p> <p>今後につきましては、「さいたま市事務専決規程」第3条に基づき書類の決裁区分の確認を徹底し、適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p>

指摘事項措置報告書

都市局

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[工事] まちづくり推進部 岩槻まちづくり事務所</p> <ul style="list-style-type: none">・岩槻駅西口土地区画整理事業 区画道路8号線築造工事（H30） <p>工期延長手続について、工期延長申請書の決裁を部長決裁とすべきところを所長決裁としていることから、「さいたま市事務専決規程」第3条により、適正に文書処理するべきである。</p> <p>安全管理について、深さ2m以上の開削工開口部端に墜落のおそれがあることから、「労働安全衛生規則」第519条に基づき、発注者から囲い等の設置を指示する等、適正な施工監理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、「さいたま市事務専決規程」第3条に基づき書類の決裁区分の確認を徹底し、適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p> <p>今後につきましては、「労働安全衛生規則」第519条に基づき、受注者側に労働者の安全管理措置を行うように指導を徹底し、適正な施工監理に努めます。</p>

指摘事項措置報告書

環境局

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 施設部 クリーンセンター大崎 ・さいたま市クリーンセンター大崎 I NV(2号炉用)移設修繕</p> <p>監督員の指定について、契約後に行う通知が見受けられないことから、「さいたま市施設修繕請負契約基準約款」第9条により、適正に通知すべきである。</p>	<p>今後につきましては、「さいたま市施設修繕請負契約基準約款」第9条に基づき、通知いたします。</p>

指摘事項措置報告書

都市局

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[施設修繕] まちづくり推進部 まちづくり総務課</p> <ul style="list-style-type: none">・本町3丁目立体駐車場屋上電灯緊急修繕業務 <p>完了検査について、仕様書で書類検査としているが、現地検査を行う必要があることから、「さいたま市施設修繕検査要綱」第4条により、適正に完了検査を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、「さいたま市施設修繕検査要綱」第4条に基づき、適正に完了検査を実施するよう課内にて周知徹底し、再発防止に努めます。</p>